

消 防 危 第 162 号
令和 3 年 7 月 21 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 71 号）が本日公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 屋内給油取扱所の基準に関する事項（第 25 条の 6 関係）

給油取扱所のうち、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積（以下この条において「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が 3 分の 2 までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものは、屋内給油取扱所として扱わないこととされたこと。

第二 申請書等様式に関する事項（第 1 条の 6 及び第 48 条の 3 関係）

仮貯蔵又は仮取扱いの承認に必要な申請書及び危険物保安監督者の選任の届出に必要な実務経験証明書について、新たに様式が規定されたこと。

第三 施行期日に関する事項（附則関係）

この省令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行すること。ただし、第 25 条の 6 の改正規定は、公布の日から施行すること。

(連絡先)
消防庁危険物保安室
担当：竹村、清水
TEL：03-5253-7524